

# 京都府風致地区条例許可基準の解説 (案)

平成27年4月策定

京都府建設交通部都市計画課

# 目 次

第1章	この冊子の目的	1
第2章	京都府風致地区条例の対象となる風致地区	3
	西国風致地区の位置	
	西国風致地区	
第3章	風致地区における許可の基本的な考え方	6
	1 地域ごとの風致との調和	
	2 風致地区の種別指定と種別に応じた許可基準	
	3 建築物又はその敷地が風致地区の内外にわたって建築される場合等における許可基準の取り扱い	
第4章	用語の解釈	8
	1 風致とは	
	2 建築物及び建築設備について	
	3 工作物について	
	4 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転	
	5 高さについて	
	6 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更について	
	7 その他の用語	
第5章	許可基準の解釈及び運用	11
	第1節 建築物等の新築	
	第1 仮設の建築物等	
	第2 地下に設ける建築物等	
	第3 その他の建築物等	
	1 建築物の建ぺい率について	
	2 建築物の後退距離について	
	3 建築物の高さについて	
	4 建築物の形態及び意匠について	
	5 工作物の位置、規模、形態及び意匠について	
	6 敷地の緑地率について	
	第2節 建築物等の改築、増築及び移転	
	第3節 宅地の造成等	
	1 造成地の緑地率について	
	2 木竹の生育に影響を及ぼす行為の制限	
	3 1ヘクタールを超える宅地の造成等について	
	4 1ヘクタール以下の宅地の造成等について	
	第4節 木竹の伐採	
	第5節 土石の類の採取	
	第6節 水面の埋立て又は干拓	
	第7節 建築物等の色彩の変更	
	第8節 屋外における土石等の堆積	
	第9節 市町村のまちづくり等に関する条例の基準に適合する建築物の特例	
参考	色について	44

風致地区とは、都市の風致を維持するために、良好な自然環境を保持している区域、史跡、神社仏閣等がある歴史的な町並みを有する区域などを、都市計画法に基づき定めた地域地区の一つです。



風致地区では、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)で定める基準に従い、地方公共団体の条例で建築物の建築行為等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図ることとしています。

京都府風致地区条例(以下「条例」という。)第2条第1項の規定により、許可を要する行為を次のとおり規定しています。

- 1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- 2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 3) 木竹の伐採
- 4) 土石の類の採取
- 5) 水面の埋立て又は干拓
- 6) 建築物その他の工作物の色彩の変更
- 7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源又は再生部品の堆積

また同条第2項で、別表に定める許可の基準(以下「許可基準」という。)に適合するものについては、許可をするものと規定しています。

この冊子では、各行為に係る許可基準の考え方について、趣旨、解釈及び運用を解説することによって、風致地区における許可制度の円滑な運用を図るためにまとめたものです。

参考：許可を要する行為等

許可を要しない行為、協議を要する行為、通知を要する行為、許可を要しない行為について、下表にまとめています。

許可を要する行為		協議を要する行為	通知を要する行為	許可を要しない行為		
行為の種別	根拠					
1) 建築物の新築、改築、増築又は移転	条例第2条第1項第1号	条例第4条	条例第5条	条例第2条第4項4号 →新築、改築、増築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下であるもの（高さ15m（特別風致地区は10m）を超えるものを除く。） 条例第2条第4項5号 →移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以下であるもの	条例第2条第4項13号ア～エ	
2) 工作物の新築、改築、増築又は移転	条例第2条第1項1号	〃	〃	条例第2条第4項6号ア～ウ 条例第2条第4項6号エ →新築等に係る部分の高さが1.5m以下であるもの		
3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	条例第2条第1項2号	〃	〃	条例第2条第4項7号 →面積が10㎡以下で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの		
4) 木竹の伐採	条例第2条第1項3号	〃	〃	条例第2条第4項8号ア～オ		
5) 土石の類の採取	条例第2条第1項4号	〃	〃	条例第2条第4項9号 →第2条第4項7号と同程度のもの		
6) 水面の埋立て又は干拓	条例第2条第1項5号	〃	〃	条例第2条第4項11号 →面積が10㎡以下であるもの		
7) 建築物その他の工作物の色彩の変更	条例第2条第1項6号	〃	〃	条例第2条第4項10号 →建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外		
8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	条例第2条第1項7号	〃	〃	条例第2条第4項12号 →面積が10㎡以下で、高さが1.5m以下であるもの		

## 2

## 京都府風致地区条例の対象となる風致地区

京都府風致地区条例では、広域的な風致地区である「西国風致地区」を対象に、建築物の建築行為等に対する規制を行っています。

西国風致地区の特徴と風致保全の考え方について説明します。

京都府風致地区条例の対象となる風致地区

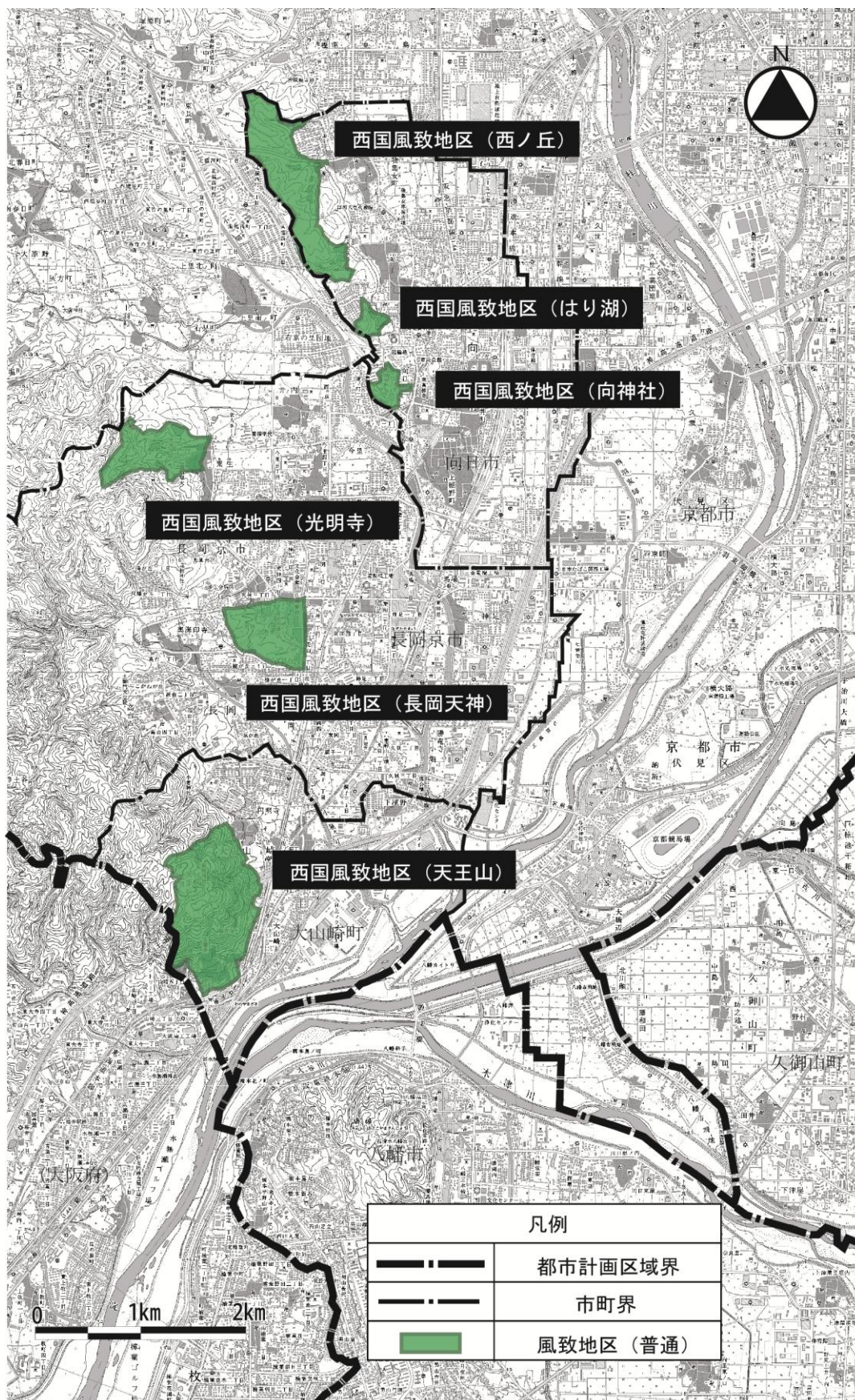
都市計画区域名	風致地区名	市町村名	地区	面積 (ha)
京都都市計画区域	西国風致地区	向日市	向神社	7.0
			西ノ丘	67.0
			はり湖	5.5
		長岡京市	長岡天神	33.0
			光明寺	36.0
		大山崎町	天王山	93.3
				241.8

※京都市内の風致地区、宇治市内の風致地区（黄檗、三室戸、宇治）及び宇治田原町内の風致地区（宇治田原）については、各市町にお問い合わせください。

※京都府風致地区条例では、現在特別風致地区の指定はありません。



## 西国風致地区の位置



※概略図であり、正確な位置を示すものではありません。



地区名		西国風致地区					
指定の経緯		昭和5年2月1日 長岡天神(33ha)、天王山(93.3ha)を指定 昭和6年7月14日 向神社(10.2ha)を追加指定 昭和42年4月15日 西ノ丘(67ha)、はり湖(5.4ha)、光明寺(36ha)を追加指定 向神社(10.2ha → 7ha)の面積変更 昭和52年4月1日 はり湖(5.4ha → 5.5ha)の面積変更					
区域と面積		向日市向日町、物集女町、寺戸町 長岡京市粟生、天神2丁目、梅が丘1丁目 乙訓郡大山崎町大山崎、円明寺地内 約241.8ha					
特徴		地区は向日市3箇所(向神社、西ノ丘、はり湖)、長岡京市2箇所(長岡天神、光明寺)、大山崎町1箇所(天王山)の計6地区に分布しています。					
市町名		向日市		長岡京市		大山崎町	
地区名		向神社	西ノ丘	はり湖	長岡天神	光明寺	天王山
面積		約7.0ha	約67.0ha	約5.5ha	約33.0ha	約36.0ha	約93.3ha
各地区の特徴		<p>山城国乙訓郡向神社と乙訓坐火雷神社を合祀している古い神社を中心とした地区です。向日神社は地元で明神さんの名で親しまれており、本殿は国の重要文化財に指定されています。</p> <p>市街地から盛り上がった小山の上に向日神社があり、向日神社の境内には古い巨木があります。周辺には元稲荷塚古墳や勝山公園、緑豊かで閑静な住宅地と雑木林があり、全域が市街化区域になっています。</p>	<p>古墳群などの歴史的資源をはじめ竹の径と呼ばれる道が巡らされ、竹林を中心とした地区です。竹林は箭の生産地として農業振興地域に指定されています。また、全域が市街化調整区域となっています。</p>	<p>はり湖池と五塚原古墳を中心とした地区です。周辺に緑が豊かで閑静な住宅が建ち並び、植生は主に雑木林からなっており、大部分が市街化調整区域になっています。</p>	<p>長岡天満宮を中心とした地区です。天満宮に隣接する建築物は和風の意匠で緑豊かなものが多く、また八条ヶ池、長岡公園や竹林を中心とした緑地空間があり、良好な風致景観が形成されています。</p> <p>これらの周辺には、住居と企業の事業所からなる市街化区域があり、一部には市街化調整区域もあります。</p>	<p>西山浄土宗の総本山で法然上人ゆかりの光明寺を中心とした地区です。紅葉で名高い光明寺境内の社寺林を中心に周辺には竹林が多くあります。寺の周辺には緑豊かな和風住宅と西山短期大学があり、住宅の半数は伝統的な農家住宅です。全域が市街化調整区域です。</p>	<p>天王山の麓から頂上までの地区で、観音寺や寶積寺などの史跡が多く麓には住宅地があります。今昔とも交通要所であり、各地の文化・技術交流が盛んであったため、新しい物の中にも古い価値観を共存させた近代和風建築を、いち早く周辺の自然環境に取り込ませることができた地域です。</p> <p>代表的な建築物として聴竹居<small>ちようちくきよ</small>があげられます。また、海外建築物の導入も試みられ、淀川三川合流と天王山を借景とした自然環境に調和しつともモダンな景観を作り出しています。代表的な建築物として大山崎山荘美術館があげられます。</p>
風致保全の考え方について	建築物について	<p>主な建築物は住居と文教・公共施設です。建築物の屋根は切妻屋根や寄棟屋根が多く、色彩は黒・灰色系のものが多く、原則としてこれに倣います。</p>		<p>主な建築物は住居です。建築物の屋根は切妻屋根や寄棟屋根が多く、色彩は黒・灰色系が多く、原則としてこれに倣います。</p>	<p>主な建築物は住居です。建築物の屋根は切妻屋根や寄棟屋根が大部分であり、素材は日本瓦、平板瓦や平形彩色スレートがほとんどで、色彩は着色なし(いぶし銀の日本瓦、平板瓦)、黒・濃い灰色のものが多く、原則としてこれに倣います。</p>	<p>主な建築物は住居と文教・公共施設です。建築物の屋根は切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根のいずれかで、素材はいぶし銀の日本瓦のものがほとんどであり、原則としてこれに倣います。</p>	<p>主な建築物は住居です。建築物の屋根は切妻屋根や寄棟屋根が多く、色彩は黒・灰色系のものが多く、原則としてこれに倣います。</p> <p>また、和風な意匠を基本としつつも、モダンな要素を否定せず、西国風致の豊かな自然環境及び周辺の既存の建築物に調和させるような色彩・造形を原則とします。</p>
	主要な展望地等について	向日神社、元稲荷塚古墳、勝山公園 	竹の径 	はり湖池、五塚原古墳 	長岡天満宮、八条ヶ池、長岡公園 	光明寺 	天王山、寺社等の史跡 

### 3

## 風致地区における許可の基本的な考え方

### 1 地域ごとの風致との調和

風致地区制度の目的は、緑豊かな自然的景観の保全・創出、歴史的なまちなみの保全など趣きのある景観を形成することにあります。これらの景観は、風致地区ごと又は同じ風致地区内でも異なる特色があり、各行為を許可するに当たっては、その周辺の風致に調和することを基本的な考え方としています。許可基準に適合することと併せ、周辺との調和を図ることが大切です。

### 2 風致地区の種別指定と種別に応じた許可基準

風致地区は、条例第3条第2項に特に都市の風致を維持することが必要な地区を特別風致地区とし、それ以外の地区を普通風致地区とすることを規定しています。（現在、特別風致地区の指定はありません。）

風致地区内の行為については、建築物に関するものが多数を占めることから、特に建築物に関する許可基準を例に挙げると、種別に応じて建築物の高さ、建ぺい率、後退距離、緑地率について、次表のような規制を定めています。

		普通風致地区	特別風致地区
建ぺい率		10分の4以下	10分の3以下
外壁の後退距離	道路に接する部分	2メートル以上	3メートル以上
	その他の部分	1メートル以上	1.5メートル以上
高さ		15メートル以下	10メートル以下
敷地の緑地率		10分の2以上	10分の3以上

### 3 建築物又はその敷地が風致地区の内外にわたって建築される場合等における許可基準の取り扱い

各許可基準の取り扱いは以下のとおりです。

#### 1) 建ぺい率について

建築物の敷地が風致地区の内外にわたる場合、建築基準法第53条第2項を準用し、加重平均により、各々の敷地面積に各々の部分で適用される建ぺい率を乗じた面積の合計を敷地面積で除して得た数値を最高限度とします。

#### 2) 緑地率について

建築物の敷地が風致地区の内外にわたる場合、建ぺい率と同様に加重平均により、敷地全体の緑地率の最高限度を算定します。

#### 3) 高さ、外壁の後退距離について



建築物が風致地区の内外にわたる場合、風致地区内に存する建築物の部分のみ適用します。

#### 4) 形態及び意匠について

建築物が風致地区の内外にわたる場合、風致地区の趣旨から建築物全体に適用することとします。

また、建築物等が種別の異なる風致地区にわたる場合も、同様の考え方で、次のとおり扱います。

建築物の敷地が風致地区の内外にわたる場合等

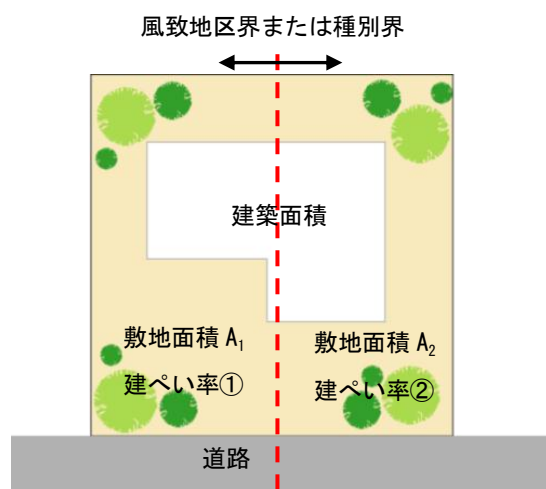
	風致地区の内外にわたる場合	種別の異なる風致地区の内外にわたる場合
建ぺい率	加重平均	加重平均
緑地率	加重平均	加重平均

建築物が風致地区の内外にわたる場合等

	風致地区の内外にわたる場合	種別の異なる風致地区の内外にわたる場合
高さ	風致地区内に存する建築物の部分のみ適用	各地区の区分の基準を適用
外壁の後退距離	風致地区内に存する建築物の部分のみ適用	各地区の区分の基準を適用
形態及び意匠	建築物全体に適用	建築物全体に適用

建ぺい率の計算式は次のとおりです。

$$\text{建ぺい率} = (A_1 \times \text{建ぺい率①} + A_2 \times \text{建ぺい率②}) \div (A_1 + A_2)$$



建築物が風致地区の内外にわたって建築される場合等の建ぺい率

### 1 風致とは

一般的には、おもむき、あじわい、自然の風景のおもむき、風趣などを表すときに用いられる言葉です。

### 2 建築物及び建築設備について

建築基準法第2条第1号に定める「建築物」及び同条第3号に定める「建築設備」に準じます。ただし次のものについては、工作物として取り扱います。

#### 1) 門及び塀について

門及び塀については、建築基準法において建築物に附属するものですが、すべて建築物でなく工作物として取り扱います。これは、床面積の合計が10平方メートル以下の建築物の新築等については許可を得る必要がありません(条例第2条第4項第4号)が、門や塀が建築物であるとする床面積が発生しないため全ての許可手続が不要となります。しかし、門や塀が周辺の風致に与える影響は大きいため、このようなことは条例の趣旨からすると不適當であるためです。

#### 2) 建築設備について

太陽光発電装置、太陽熱温水器、風力発電設備、煙突及び避雷針については、建築物に附属する建築設備としては取り扱わず、独立の工作物として取り扱います。これも1)と同様にこれらの周辺の風致に与える影響が大きいためです。

### 3 工作物について

土地又は建築物に定着して設置されるもののうち、建築物以外のものをいいます。

### 4 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転について

#### 1) 建築物の新築について

建築物のない土地に、新たに建築物を建築する場合、又は同一敷地内の既存建築物をすべて除却した後に建築物を建築する場合(いわゆる建て替え)をいいます。

#### 2) 建築物の改築について

既存建築物の一部を除却し、その除却した建築物の部分を、従前と同様の用途、構造、規模のものに建て替えることをいいます。敷地内の既存建築物をすべて除却して建築する場合(いわゆる建て替え)については、新築として取り扱います。

改築には床面積が10平方メートルを超える建築物の屋根、外壁又は窓等外観に変

更を生じるものを含みます。これは、屋根、外壁又は窓等の付け替えが風致に与える影響が大きいため、条例の趣旨に沿うように運用を図るものです。

**3) 建築物の増築について**

既存の建築物の床面積を増加させることをいいます。なお、同一敷地内に用途上不可分である建築物を別棟で新築する場合も増築として取り扱います。

**4) 建築物の移転について**

同一敷地内において、建築物を別の位置に移動することをいいます。

**5) 工作物の新築について**

新たに工作物を築造する場合、又は同一敷地内の既存工作物をすべて除却した後に工作物を築造する場合をいいます。

**6) 工作物の改築について**

既存工作物の一部を除却し、その除却した工作物の部分を、従前と同様の用途、構造、規模の工作物を築造することをいいます。同一敷地内の既存工作物をすべて除却して築造する場合は、新築として取り扱います。

**7) 工作物の増築について**

既存工作物の築造面積又は高さを増加させることをいいます。なお、同一敷地内に既存工作物を残したまま、別の工作物を築造する場合も増築として取り扱います。

**8) 工作物の移転について**

同一敷地内で工作物を別の位置に移動することをいいます。

**5 高さについて**

建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号による高さの取り扱いに準じます。したがって、平均地盤面から搭屋などを除く部分までの高さをいいます。また工作物の高さは、工作物を設置した状態の最低部と最高部の垂直高さを測るものとします。

**6 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更について**

**土地の形質の変更**とは、宅地の造成や土地の開墾など、総じて土地の形状又は性質を変更することをいい、都市計画法第4条第12号に定める「開発行為」のうち土地の形質の変更に準じます。土地の区画の変更のみに当たるものは許可対象としません。なお、建築物の建築等の目的に限定せず、墓地の造成や公共施設である学校の運動場等の造成も含

みます。

#### 1) 形状の変更について

主として切土又は盛土を行うことにより土地の高さを変更すること、又はのり面の勾配を変更して土地の有効面積を変更することをいいます。

#### 2) 性質の変更について

農地等宅地以外の土地を宅地とすることやその逆の行為など、従前の利用状況を大きく変更することをいいます。裸地等を舗装する場合も含まれます。

##### ・宅地の造成について

宅地の造成とは、次のものをいいます。

ア 宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更

イ 宅地において行う土地の形質の変更（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）

原則宅地造成等規制法第2条第2項に規定する「宅地造成」に準じますが、条例第2条第4項7号では許可を要しない行為の規模を規定しているため、同法施行令第3条各号に規定する宅地造成の規模に関する事項については準用しません。

また宅地とは、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地、すなわち次に掲げる土地以外の土地をいいます。

ア 農地

イ 採草放牧地

ウ 森林

エ 道路、公園、河川その他政令（宅地造成法施行令第2条）で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

##### ・土地の開墾について

非農地を農地にすることをいいます。この場合、農業経営だけでなく、家庭菜園等農業的な利用をするものも含まれます。

## 7 その他の用語

「第5章 許可基準の解釈及び運用」の各所で解説しています。



### 第1節 建築物等の新築

建築物その他の工作物（以下「建築物等」といいます。）の新築に関する許可基準は、仮設の建築物等、地下に設ける建築物等及びその他の建築物等について規定しています。

#### 第1 仮設の建築物等

仮設の建築物等の取り扱いを示すもので、仮設であっても風致地区内であることを考慮し周辺との調和を求めるものです。

##### 【条例】別表1(1)

- ア 当該建築物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。  
イ 当該建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

##### 【解釈及び運用】

- 1 仮設の建築物等とは、設置期間が次表に掲げる期間である建築物等とします。設置期間が明らかでない場合は、仮設として取り扱いません。

仮設の建築物等	設置期間
現場事務所などの工事の施行に必要な建築物等（※）	当該工事の施行に必要な期間
既存建築物の建て替え等の際に代替利用する仮住居などの建築物等	同上
興行場など催事の実施に必要な建築物等	1年以内
上記以外の建築物等	同上

※ 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物（建築物以外の工作物）は許可不要です。

- 2 「容易に移転し、又は除却することができるもの」とは、次のものをいいます。
- 1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
  - 2) 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 3 当該建築物等の規模及び形態とは

	建築物の場合	工作物の場合
規模	建築面積及び高さのことをいいます。	工作物にあつては、高さ、幅、奥行等の寸法及び数量のことをいいます。
形態	建築物の外観の形態のことで主に屋根、外壁、開口部及び建具の形状をいいます。	工作物自体の形をいいます。

- 4 「風致と著しく不調和でないこと」とは、仮設の建築物等であっても風致地区内ということ considers 周辺と調和することが求められます。規模に比例して目に付き易さも増すことから、目的を達成するに当たり必要最小限の規模に限定します。また、形態については、原則として条例別表1の項の(3)のエの取り扱いに準じます。(第1節第3「4 建築物の形態及び意匠について」を参照してください。)

ただし、既製品のプレハブを利用するなど取り扱いに準じ難い理由がある場合にはこの限りではありません。

色彩については特に規定しませんが、風致地区である限り原色を避けるなど奇抜な色彩を用いないこととします。

## 第2 地下に設ける建築物等

地下に埋設される建築物等は地上から見えないため直接風致に影響を及ぼすものではありませんが、当該工事により影響が生じるため、地下に設ける建築物等の位置及び規模を規定するものです。

### 【条例】別表1(2)

当該建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

### 【解釈及び運用】

- 1 地下に設ける建築物とは、建築物のうち地階として扱われる部分をいいます。なお地階とは、建築基準法施行令第1条第2号の規定によるものとします。
- 2 位置とは、行為地の場所及びその中で建築物等を設置する場所をいいます。
- 3 規模とは、幅、奥行、高さ等の寸法及び数量のことをいいます。
- 4 「風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと」とは、埋設工事などにより、当該土地周辺の風致を形成しているもの(例えば樹木、山、河川、又は草原など)に影響が出る場合、その影響を最小限にすることが必要であり、影響を与えた部分については、例えば木竹を伐採する場合には行為後に植栽するなど原状回復に近づ

ける措置を行います。

建築物にあつては、その一部が地上に出る場合は、地上に出ている部分について、条例別表1の(3)のエの取り扱いに準じ周辺との調和を図ります。

### 第3 その他の建築物等

#### 1 建築物の建ぺい率について

新築する建築物の敷地内に植栽空間を確保することや建築物の規模を制限し建築物による威圧感をやわらげるため、建ぺい率を定めるものです。

##### 【条例】別表1(3)ア

建築物にあつては、当該建築物の建ぺい率が10分の4（特別風致地区については、10分の3）以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

#### 【解釈及び運用】

- 1 **建ぺい率**とは、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合をいいます。建築面積の算出方法についても建築基準法に準じますが、角地緩和など、同条第3項、第4項、第5項の緩和規定は適用しません。また、敷地が風致地区の内外にわたる場合は、同条第2項を準用します。

風致地区の種別ごとに建ぺい率の数値を規定しています。

普通風致地区	特別風致地区
10分の4以下	10分の3以下

- 2 ただし書きが適用できる場合は、次の1)又は2)の場合とします。

1)の「既存建築物の建替えの場合」については、既存建築物の建ぺい率より改善を図ります。2)の「用地買収により敷地面積が減少した敷地の場合」については、既存建築物の建築面積を上限とします。その場合、上記表の建ぺい率の上限を超えても構いません。

- 1) 既存建築物の建替え(2)に定めるものを除く。)の場合

次のすべてに該当する場合に必要な限度において適用することがあります。

- ① 既存建築物が現に許可基準を超えていること。
- ② 既存建築物が条例の制定時（昭和45年6月14日）に現に存し、又は工事中であったもの若しくはこのただし書きの適用を受けて条例の許可を受けているものであること。
- ③ 既存建築物が条例に違反していないこと。
- ④ 既存建築物が原則として建築しようとする建築物の許可処分時に現存すること。

⑤ 既存建築物の敷地設定（面積、形）と同じであること。

2) 用地買収により敷地面積が減少した敷地において建築物を新築する場合

次のすべてに該当する場合に必要な限度において適用することがあります。

- ① 買収の目的が土地収用法第3条に規定するものであること。
- ② 既存建築物が条例に違反していないこと。
- ③ 既存建築物を建築した者、相続人又は居住等現に利用の実態がある者が行うものであること。（従前の建築物を建築した者が亡くなっているなど現に居住していないことも考えられるため、相続人又は居住等現に利用の実態がある者も含めるものです。）
- ④ 既存建築物が原則として建築しようとする建築物の許可処分時に現存すること。
- ⑤ 建築しようとする建築物が既存建築物の用途及び構造と同じものであること。

## 2 建築物の後退距離について

境界線に沿った植栽空間を確保するため、建築物の壁面の後退距離を定めるものです。

### 【条例】別表1(3)イ

建築物にあつては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル（特別風致地区については、3メートル）以上、その他の部分にあつては1メートル（特別風致地区については、1.5メートル）以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

### 【解釈及び運用】

1 建築物の後退距離の数値については、道路に接する部分とその他の部分で規定し、さらに風致地区の種別ごとに規定しています。

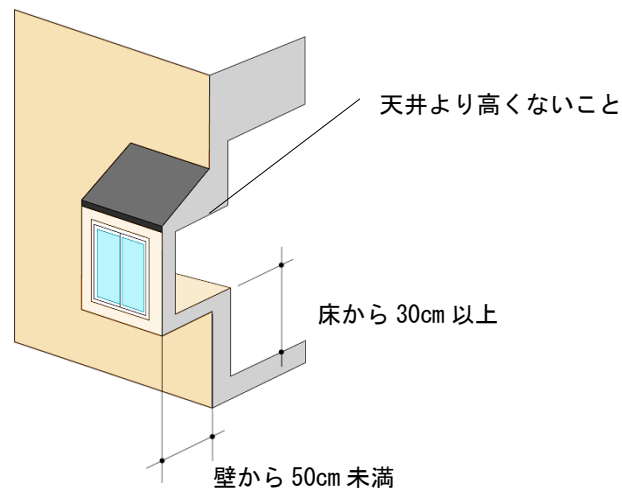
	普通風致地区	特別風致地区
道路に接する部分	2メートル以上	3メートル以上
その他の部分	1メートル以上	1.5メートル以上

2 外壁又はこれに代わる柱とは、原則として建築物の水平投影面積の外周のこととし、そのうち庇、バルコニー、出窓など地盤に接しない部分は除きます。ただし、床面積に算入される出窓は外壁とみなします。



3 床面積に算入しない出窓は、取り扱いは建築基準法に準じ、下記の要件を満たすものとします。

- 1) 床面からの高さが 30 センチメートル以上であること。
- 2) 周囲の外壁面から水平距離 50 センチメートル以上突き出していないこと。
- 3) 見付面積の 2 分の 1 以上が窓であること。
- 4) 屋根・庇等と一体となっていないこと。
- 5) 室内の天井より高くないこと。
- 6) 地袋・天袋等を有しないこと。



床面積に算入しない出窓（取り扱いは建築基準法に準じる）

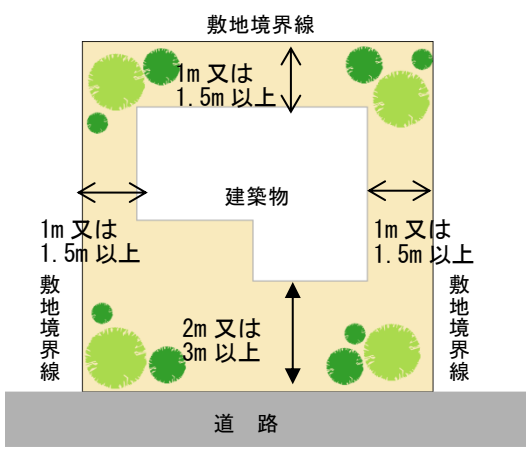
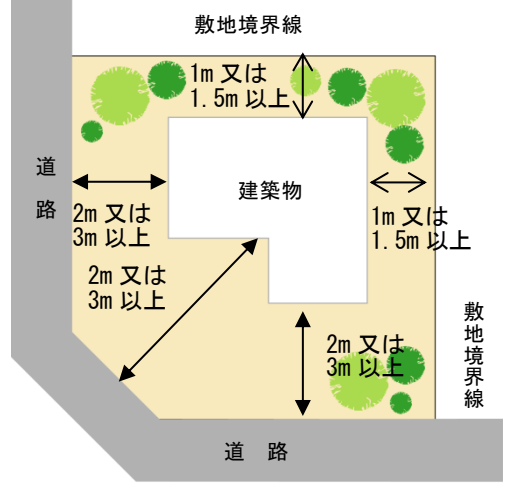
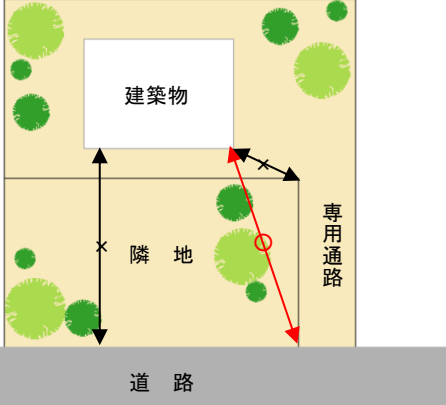
4 外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、壁等の芯からの距離ではなく、壁等の面からの有効距離をいいます。

5 道路については、建築基準法第 42 条各項に定める道路その他これに準じる取り扱いをするものをいいます。

6 2 以上の道路と接する場合について  
2 以上の道路に接する場合は、すべての道路境界線から後退します。

7 専用通路等により接道する場合について  
専用通路で接道する敷地の道路境界線からの距離については、最短距離をとる場合敷地外を通ることがありますが、敷地の内外に関わらず最短の距離を計測します。

後退距離のとり方

後退距離のとり方（共通）	2以上の道路と接する場合の後退距離のとり方
<p>有効距離は最短となる部分で計測します。</p> 	<p>すべての道路境界線までの後退距離の基準を満たす必要があります。</p> 
<p>専用通路等により接道する場合の後退距離のとり方</p>	
	

8 ただし書きの適用について  
次のように運用しています。

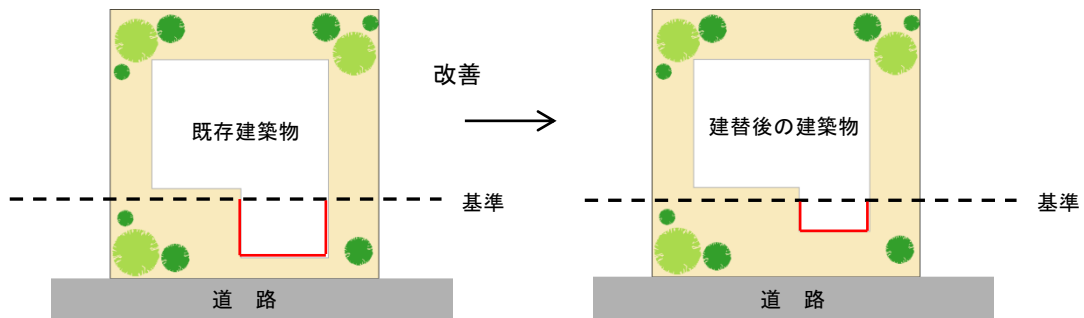
- 1) 「既存建築物の建替の場合」（「1 建築物の建ぺい率」2の1）参照）  
既存建築物の現に基準を満たしていない外壁の総延長（下図の赤線の部分）を対象とし、その総延長が現状の距離より短くなるよう改善を図ります。延長を対象としますので、敷地内での位置は変わっても構いません。

- 2) 「用地買収により敷地面積が減少した敷地の場合」（「1 建築物の建ぺい率」2の2）参照）

既存建築物の建築面積を確保するために必要な距離を下限とします。

- 3) 自動車車庫（普通乗用車一台分を対象とし、屋根と柱のみで構成された構造であるものに限る。）を設置する場合

自動車車庫については、小規模であり簡易構造であることから、風致に与える影響は少ないと考えられますので、後退距離の規定は適用除外とします。



「既存建築物の建替えの場合」の例における後退距離のただし書きの適用例

### 3 建築物の高さについて

樹林間に建築物が見え隠れする風致景観の形成や敷地内及びその周辺の土地における日照を確保し緑が生育しやすい環境を創造するため、建築物の高さの上限を定めるものです。

#### 【条例】別表 1 (3)ウ

建築物にあつては、当該建築物の高さが15メートル（特別風致地区については、10メートル）以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが确实と認められる場合においては、この限りでない。

#### 【解釈及び運用】

- 1 高さについては、建築基準法施行令第2条第1項第6号による高さの取り扱いに準じます。したがって、平均地盤面から塔屋などを除く部分までの高さをいいます。風致地区の種別ごとに高さの数値を規定しています。

普通風致地区	特別風致地区
15メートル以下	10メートル以下

## 2 斜面地の建築物について

この条例においては、斜面地における2以上の平均地盤面からなる建築物を制限するものではありませんが、主要な展望地等からすべての建築物が連なって眺望できるなど、その建築物が風致の維持に著しく不調和である場合は許可しないこととします。

## 3 ただし書きの適用について

- 1) 「当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でない」とは

「既存建築物の建替えの場合」及び「用地買収により敷地面積が減少した敷地の場合」の例であって、既存建築物の高さより改善を図り、建築物の建ぺい率、建築物の後退距離及び建築物の形態及び意匠の規定に適合していることをいいます。

- 2) 「敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合」とは

植栽その他の修景措置が行われることが確実と認められる場合であり、建築物を覆い隠す高さの木竹の植栽など、風致の維持に有効な措置が行われることが要件となります。原則として建築物完成時点で、基準を超える高さの建築物がほぼ完全に隠れるような植栽を施します。

## 4 建築物の形態及び意匠について

調和のとれた風致の形成のため、建築物の形態及び意匠を定めるものです。

### 【条例】別表1(3)エ

建築物にあつては当該建築物の形態及び意匠が、工作物にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

### 【解釈及び運用】

- 1 **形態**とは、建築物自体の形をいい主に屋根、外壁、開口部及び建具の形状をいいます。
- 2 **意匠**とは、色彩や仕上げなどデザイン的なものをいいます。
- 3 「**風致と著しく不調和でないこと**」とは、違和感のない、自然な、きれいな、一体感のある、といった印象を受けるものであり、周辺と共通する意匠を持ち、一連であると感じられるものとします。

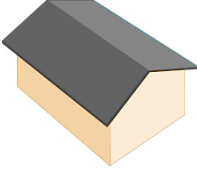
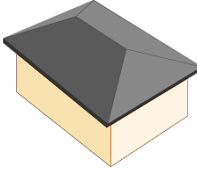
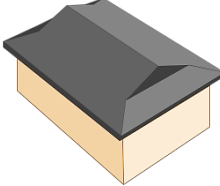
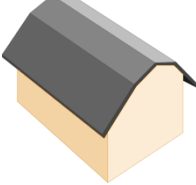
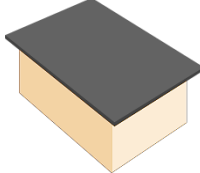
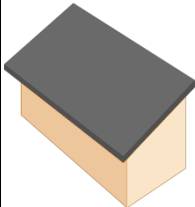
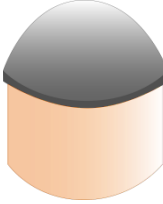
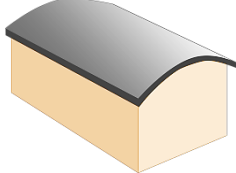
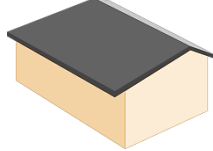
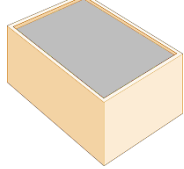


原則として屋根、外壁など建築物等の形態及び意匠の個々の取り扱いはおりのとし、これに沿わない場合は、各地区の特徴に沿った形態及び意匠であること、主要な展望地等及び周辺からの眺望の程度を指標に、建築物の配置及び植栽計画等の修景措置などについて総合的に判断します。

1) 屋根に関する基準

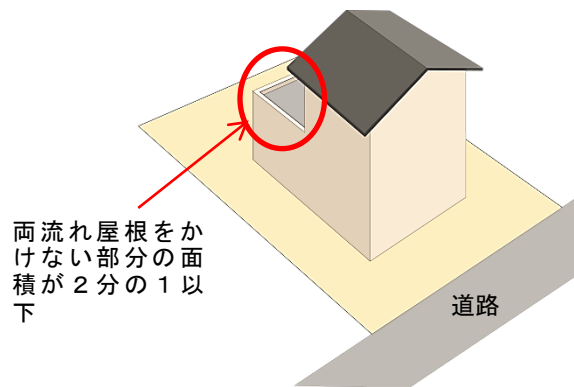
① 形状

ア 概ね 60 センチメートル以上の軒を出した両流れの勾配を有する屋根とします。望ましい形状としては、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根とし、総合的な判断を要するものは以下の表のとおりです。

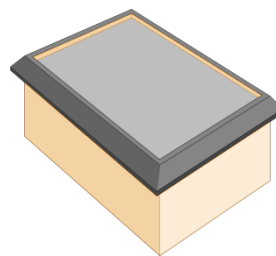
屋根の形態	
望ましいもの	総合的な判断を要するもの
 切妻屋根	 寄棟屋根
 入母屋屋根	 腰折屋根
	 フラット屋根
	 片流れ屋根
	 ドーム屋根
	 カマボコ屋根
	 招き屋根
	 陸屋根

ただし、次のいずれかに該当する場合は、やむを得ないとして、両流れ屋根以外の屋根についても認めることがあります。

- ア) 両流れ屋根をかけない部分が道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」という。）以外に面し、主要な展望地等から容易に視認できない場合であって、一の屋根における両流れ屋根をかけない部分の面積が2分の1以下である場合



- イ) 陸屋根に庇を付け勾配屋根風の装飾を施すことなど修景措置がされており、かつ周辺にもそれに似た建築物があり特に不調和とならない場合



勾配屋根風の装飾

- イ 屋根の勾配は、尖った形状にならないよう緩やかな勾配であることが望ましく、概ね10分の3から10分の5の勾配とします。ただし、建築物の形状により、この勾配によることができない場合は、周辺にそれに似た建築物がある等、特に不調和とならないようであれば、やむを得ないものとして認めることがあります。

- ウ 屋外階段やバルコニーの上部においては、その出幅以上の軒の出を確保します。これは屋外階段やバルコニーが目立たないようにするために必要な措置です。ただし、公共用空地に面していない場所、又は主要な展望地等から容易に視認できない場所にあるものに限って、屋外階段やバルコニーの出幅の2分の1以上の軒の出を確保することで足りることとします。

② 色彩・素材

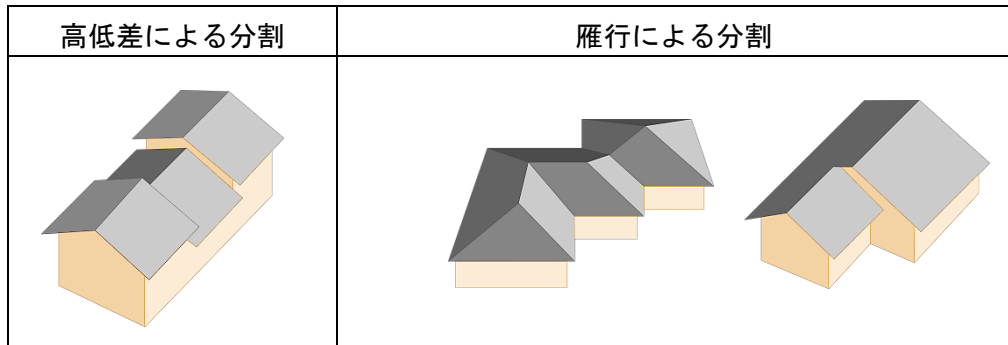
屋根及び軒を葺く材料が、日本瓦、銅板その他これに類する金属板、又は

平形彩色スレートその他これに類するものであって、それぞれ着色なし又は黒・濃灰色系で光沢の少ないものとします。

③ その他

大規模な建築物について、屋根に高低差をつけ、又は雁行させる等により棟を分割するなど、屋根が巨大又は長大な印象を与えないように配慮します。

棟の分割の例



2) 外壁に関する基準

① 色彩及び素材・仕上げ

ア 薄茶色系又は灰色系（しっくい壁、焼杉板張りの場合を除く。）などで、光沢の少ないものとします。

イ 表面が、土壁、しっくい壁（白色のものに限る。）、焼杉板張り、砂壁状吹付けその他これらに類する素材とします。タイル張り、サイディングボードについては、目地が目立たないものであり、かつ、表面のつや消し処理など目立ちにくい仕上げが施されている必要があります。

② その他

平面計画で、外壁は直角でつながっていることを基本とし、曲面や多角形の外壁でないものとします。ただし、各地区の特徴に沿った形態であり、全体的な形態及び意匠が周辺と調和を図られていれば、認めることがあります。

3) 開口部及び建具に関する基準

① 形状

ア 開口部の形状が、長方形を基調としたものとします。ただし、曲線や多角形状のものを用いる場合は、各地区の特徴に沿った形態であり、全体的な形態及び意匠が周辺と調和を図られていれば、認めることがあります。

イ 出窓を設ける場合にあつては、当該出窓部分の形状が直方体を基調としたものとします。ただし、曲線や多角形状のものを用いる場合は、各地区の特徴に沿った形態であり、全体的な形態及び意匠が周辺と調和を図ら

れていれば、認めることがあります。

② 色彩

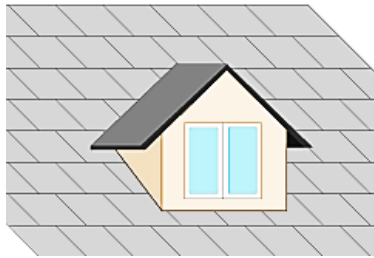
開口部に設けられた建具（格子を含む。）の色彩が、木製で着色しないものを除き、光沢の少ない薄茶色系、濃茶色系又は黒色系とします。

4) その他

① 特別な形状を必要とする建築物について

ア 次に掲げるものは設けないこととします。

ア) ドーマー



ただし、各地区の特徴に沿った形態であり、全体的な形態及び意匠が周辺と調和を図られていれば、認めることがあります。

イ) 屋根の上に設置する煙突（建築物の用途などの関係から必要であると認められ、かつ、最も眺望しにくい箇所に設置する場合があります。）

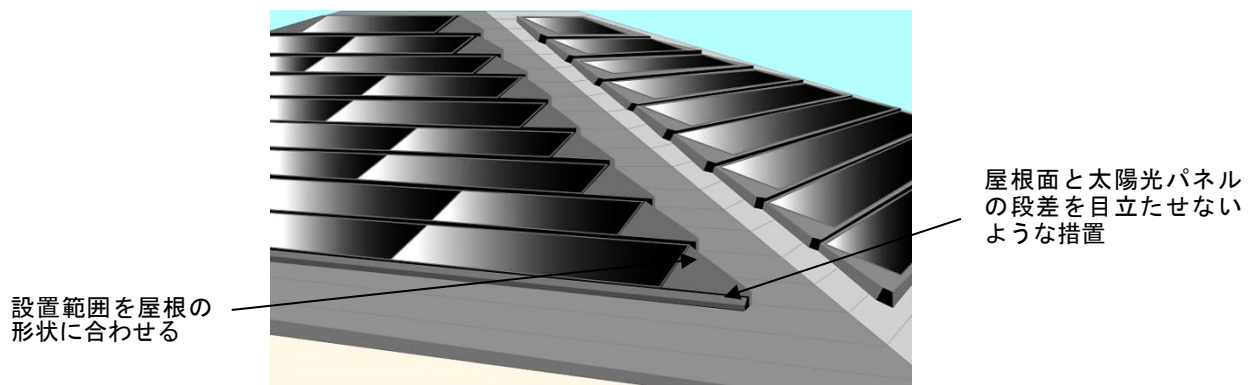
イ 屋根に太陽光発電装置のパネルを設置する場合、適切な修景措置を施し、屋根面と違和感のないように設置するよう配慮します。

形状については、屋根面と太陽光パネルの段差を目立たせないような措置をとり、設置範囲を屋根の形状に合わせたものとします。

素材・色については、光沢の少ないものとし、屋根材の色彩に合わせるように配慮します。



屋根材を兼ねた太陽光パネル設置



屋根材を兼ねない場合の太陽光パネル設置例

ウ 天窓を設置する場合は、必要最小限の面積とし、屋根面と開口部の段差を目立たせないような措置をとります。建具の色彩は屋根材の色彩に合わせてるように配慮します。

エ 自動車車庫（普通乗用車一台分を対象とし、屋根と柱のみで構成された構造であるものに限る。）を設置する場合、小規模であり簡易構造であることから、風致に与える影響は少ないと考えられます。屋根の形状・素材に関しては基準を緩和することがありますが、色彩については、原則として屋根の色彩を準用します。（用途が駐輪場であるものも含まれます。）

② 各風致地区の特徴について

各風致地区の特徴に沿ったものとし、原則として敷地の周辺の建築物の形態及び意匠に倣います。屋根、外壁、開口部の各部の規定を満たさない場合においても、全体的な形態及び意匠が周辺と調和を図られていれば、認めることがあります。

5 工作物の位置、規模、形態及び意匠について

調和のとれた風致の形成のため、工作物の位置、規模、形態及び意匠を定めるものです。

【条例】別表 1 (3) エ

建築物にあつては当該建築物の形態及び意匠が、工作物にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

【解釈及び運用】

- 1 位置とは、行為地の場所及びその中で工作物を設置する場所をいいます。
- 2 規模とは、工作物の高さ、幅、奥行等の寸法及び数量のことをいいます。



- 3 形態とは、工作物自体の形をいいます。
- 4 意匠とは、色彩や仕上げなどデザイン的なものをいいます。
- 1) 門、塀及びフェンス(柵)等
    - ① 門、塀にあつては、木製、竹製、しっくい塗り（白色のものに限る。）、擬石コンクリート又は砂状吹付けその他これらに類する仕上げで施し、色彩は、薄茶色系又は灰色系（木製、竹製又はしっくい塗りの場合を除く。）であるものとしします。
    - ② フェンス及び防球ネットの色彩は、薄茶色系、濃茶色系又は灰色系とします。
  - 2) 擁壁

石積擁壁又は景観上配慮されたコンクリート擁壁(構造及び表面の仕上げを、自然石又はそれに類する化粧型枠等による自然石風の仕上げとしたもの) その他これらに類するものとしします。
  - 3) コンクリート柱、鉄柱及び鉄塔（携帯電話の中継アンテナ等）

色彩は、原則として濃茶色系とします。ただし、背景が山等の緑の場合には濃緑色系も検討することとします。
  - 4) 広告看板
    - ① 光源を用いるものにあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系もしくは電球色のものとしします。
    - ② 動光又は光の点滅を伴わないものとしします。
    - ③ 目立たせるなどのための誇張したデザインは避けます。
    - ④ 表示面、掲出物件ともにけばけばしい色彩を用いないこととします。
    - ⑤ 特別風致地区は、京都府屋外広告物条例の規定により、屋外広告物の禁止地域となっていますので、原則屋外広告物を表示、掲出物件を設置することはできません。
  - 5) その他の工作物
    - ① 橋梁については、風致に与える影響が大きいため、色彩や構造などに配慮します。土木部材などについても、できる限り周辺の風致と不調和とならない工夫をします。
    - ② 立体駐車場については、本体への修景には一定の限界があるため、設置位置や植栽などによる修景を講じます。

- ③ その他として上記以外にも、アスファルト舗装のガレージ、貯水タンクなど、様々な工作物がありますが、周辺の風致から突出した印象を与えないよう十分に配慮します。
- ④ 屋根の上に設置する煙突については、別項（第1節第3の「4 建築物の形態及び意匠について」4）その他 ① ア イ）を参照してください。
- ⑤ 屋根に太陽光発電装置のパネルを設置する場合については、別項（第1節第3の「4 建築物の形態及び意匠について」4）その他 ① エ）を参照してください。

※ここに記載されていない事項、例えば、樋を設けるときのなどでも、風致地区内である限りは、けばけばしい色彩を用いないこととします。

また、風致地区内では、建築物等の全体が風致に調和していることが大切であるため、個々の基準が満たされているだけでなく、全体的なバランスに配慮します。

## 6 敷地の緑地率について

緑豊かな風致景観を形成する上で重要である市街地の緑を確保するため、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の敷地面積に対する割合（以下、「敷地の緑地率」という。）を定めるものです。

### 【条例】別表 1 (3)オ

建築物にあつては、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の敷地面積に対する割合が10分の2(特別風致地区については、10分の3)以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

### 【解釈及び運用】

#### 1 敷地の緑地率

敷地の緑地率については、風致地区の種別ごとに規定しています。

敷地の緑地率 = (緑地の面積 : 木竹が保全される土地の面積 + 適切な植栽が行われる土地の面積) / 敷地面積

普通風致地区	特別風致地区
10分の2以上	10分の3以上

2 緑地とは、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地をいいます。

3 木竹が保全される土地とは、既存の木竹が植わっている土地をいいます。また、

これらの土地と一体となった、庭石、踏み石、庭の通路、庭池、灯籠その他庭を構成する部分については、木竹が保全される土地に含めます。なお、植木鉢又はプランターは対象になりません。

#### 4 適切な植栽が行われる土地

1) **適切な植栽**とは、以下の3)、4)、5)に適合する植栽を行うことをいいます。なお植栽については、風致景観の形成を図ることが目的であることから、木竹の植栽をいい、芝や草花などの地被植物などの植栽は含みません。

2) **適切な植栽が行われる土地**とは、将来的に上記1)の植栽ができる場所で、現状の土地の地面が土面であること（締め固められているものを除く）をいいます。

従って、コンクリート打ちなど植栽できない部分及び駐車・駐輪に利用する部分など木竹を植栽しないことが明らかな部分は含みません。

3) 適切な植栽が行われる土地の面積10平方メートルにつき、高木1本以上及び中低木2本以上植栽します。

植栽本数の算出に当たっては、次の計算例のように小数点は切り上げます。

高木のみ又は中低木のみといった偏った植栽は認められません。

##### 【緑地率の計算例】

敷地面積が160㎡（うち、木竹が保全される土地の面積が10㎡）で、緑地率が20%の場合

$$\langle \text{緑地の面積} \rangle \quad 160\text{㎡} \times 20\% = 32\text{㎡}$$

$$\langle \text{適切な植栽が行われる土地の面積} \rangle \quad 32\text{㎡} - 10\text{㎡} = 22\text{㎡}$$

$$\langle \text{植栽本数} \rangle \quad \text{高木} \quad 22\text{㎡} \times 1/10 = 2.2 \rightarrow 3.0 \quad \text{「3本」}$$

$$\text{中低木} \quad 22\text{㎡} \times 2/10 = 4.4 \rightarrow 5.0 \quad \text{「5本」}$$

4) 高木及び中低木については、樹種によらず次のとおり取り扱います。

	植栽時の樹高	その後の樹高
高木	2メートル以上	3メートル以上
中低木	1メートル以上	1.5メートル以上

5) 樹種については、周辺の土地に生育している樹種を植栽するよう努め、修景目的で植栽する樹種には常緑樹を用いるようにします。

6) 植栽の配置については、敷地の境界を囲むように配置し、特に接続道路に面する部分に多く配置し、周辺の土地から建築物を眺望する際の修景を図ります。

ただし、過度の密植は避け、植物の生育に支障のない樹間は確保します。

#### 5 ただし書きの適用について

##### 1) 既存建築物の建替え（2）に定めるものを除く。）の場合

既存建築物の敷地における緑地率より改善を図ります。次のすべてに該当する場合に必要な限度において適用することがあります。

- ① 既存建築物の敷地に対する緑地率が現に許可基準を満たしていないこと。
- ② 既存建築物が条例の改正の施行時（平成16年5月18日）に現に存し、又は工事中であったもの若しくはこのただし書きの適用を受けて条例の許可を受けているものであること。
- ③ 既存建築物が条例に違反していないこと。
- ④ 既存建築物が原則として建築しようとする建築物の許可処分時に現存すること。
- ⑤ 既存建築物の敷地設定（面積、形）と同じであること。

##### 2) 用地買収により敷地面積が減少した敷地において建築物を新築する場合

用地買収後の敷地面積から、既存建築物の建築面積及び従前から引き続き必要となる駐車・駐輪の用に供する面積を除き、かつ【解釈及び運用】の「2 木竹が保全される土地」又は「3 適切な植栽が行われる土地」に該当する土地を緑地の面積とし、用地買収後の敷地面積に対する緑地の面積の割合を緑地率の下限值とします。

## 第2節 建築物等の改築、増築及び移転

建築物の改築、増築及び移転の許可基準の解釈及び運用については、新築の場合とほぼ同様ですので、第1節の各々に該当する解説を参照してください。

	条文	解釈及び運用
建築物等の改築	<p><b>【条例】別表2</b></p> <p>(1) 建築物にあつては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。</p>	<p>従前の建築物の高さが1の(3)のウの基準を超えている場合について、改築である場合は従前の高さまで認めることを定めたものです。</p> <p>従前の建築物の高さが1の(3)のウの基準を超えていない場合において、基準まで高さを上げることを否定するものではありません。</p>

	<p>(2) 建築物にあつては改築後の建築物の形態及び意匠が、工作物にあつては改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>	<p>条例別表 1 の(3)のエの取り扱いに準じます。</p> <p>第 1 節第 3 「4 建築物の形態及び意匠について」を参照してください。</p>
建築物等の増築	<p><b>【条例】別表 3</b></p> <p>(1) 仮設の建築物等</p> <p>ア 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p>	<p>条例別表 1 の(1)のアの取り扱いに準じます。</p> <p>第 1 節「第 1 仮設の建築物等」を参照してください。</p>
	<p>イ 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>	<p>条例別表 1 の(1)のイの取り扱いに準じます。</p> <p>第 1 節「第 1 仮設の建築物等」を参照してください。</p>
	<p>(2) 地下に設ける建築物等</p> <p>増築後の建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>	<p>条例別表 1 の(2)の取り扱いに準じます。</p> <p>第 1 節「第 2 地下に設ける建築物等」を参照してください。</p>
	<p>(3) その他の建築物等</p> <p>ア 建築物にあつては、増築後の建築物の建ぺい率が 10 分の 4(特別風致地区については、10 分の 3) 以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p>	<p>条例別表 1 の(3)のアの取り扱いに準じます。</p> <p>第 1 節第 3 「1 建築物の建ぺい率について」を参照してください。</p> <p>※ただし書きの適用について</p> <p>増築であることから通常は認められるものではなく、相当に認めなければならない事由がある場合に限りです。適用については、個々の事例ごとにその必要性を判断し、必要最小限の範囲で認めるものとします。</p>



	<p>イ 建築物にあつては、当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が道路に接する部分にあつては2メートル（特別風致地区については、3メートル）以上、その他の部分にあつては1メートル（特別風致地区については、1.5メートル）以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p>	<p>条例別表1の(3)のイの取り扱いに準じます。</p> <p>第1節第3「2 建築物の後退距離について」を参照してください。</p> <p>※ただし書きの適用について 同上。</p>
	<p>ウ 建築物にあつては、当該増築部分の建築物の高さが15メートル（特別風致地区については、10メートル）以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p>	<p>条例別表1の(3)のウの取り扱いに準じます。</p> <p>第1節第3「3 建築物の高さについて」を参照してください。</p> <p>※ただし書きの適用について 増築であることから通常認められるものではなく、相当に認めなければならない事由がある場合に限ります。</p>
	<p>エ 建築物にあつては増築後の建築物の形態及び意匠が、工作物にあつては増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>	<p>条例別表1の(3)のエの取り扱いに準じます。</p> <p>第1節第3「4 建築物の形態及び意匠について」を参照してください。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物等の移転</p>	<p><b>【条例】別表4</b></p> <p>(1) 建築物にあつては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が道路に接する部分にあつては2メートル（特別風致地区については、3メートル）以上、その他の部分にあつては1メートル（特別風致地区については、1.5メートル）以上であ</p>	<p>条例別表1の(3)のイの取り扱いに準じます。</p> <p>第1節第3「2 建築物の後退距離について」を参照してください。</p> <p>※ただし書きの適用について 第3の1における【解釈及び運用】の2、「ただし書きの適用について」「用地買収により敷地面積が減少した敷地の場合」に限ります。適用については、同</p>

ること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。	項の取り扱いに準じます。
(2) 工作物にあつては、移転後の工作物の位置が移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。	条例別表1の(3)のエの取り扱いに準じます。 第1節第3「4 建築物の形態及び意匠について」を参照してください。

### ※ただし書きの適用について

「既存建築物の建替え（用地の買収により敷地面積が減少した敷地において建築物を新築する場合に定めるものを除く。）の場合」の項目別基準日は以下の表となります。

項目別基準日

項 目	条例の制定又は改正の施行日
建ぺい率	制定時 昭和45年6月14日
壁面後退	同上
高 さ	同上
緑 地 率	改正時 平成16年5月18日

ただし書きの適用を受ける建築物は、基本的には風致の維持に支障を来すものといえるため、各基準についてできるだけ基準に近づくよう改善を図るとともに、他の許可基準においてはより風致に適することが必要です。

より風致に適するとは、建築物が目立たないようにすることや道路面、境界線により多くの植栽をすることなど、周辺との調和への配慮をすることです。

### 第3節 宅地の造成等

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」といいます。）に関する許可基準については、条例別表5の本文で(1)～(4)の要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないことを規定しています。

「風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと」については、宅地の造成等に係る工事などにより、当該土地周辺の風致を形成しているもの（例えば樹木、山、河川、又は草原など）に影響が出る場合、その影響を最小限にすることが必要であり、影響を与えた部分については、例えば木竹等を伐採する場合には行為後に植栽するなど原状回復に近づける措置を行います。

## 1 造成地の緑地率について

緑豊かな風致景観を形成する上で敷地の緑地率と併せ、駐車場、資材置き場又は墓地などの造成地においても確保するため、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の、宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合（以下、「造成地の緑地率」という。）を定めるものです。

### 【条例】別表5(1)

木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

ア 市街化調整区域(区域区分を定めていない区域を含む。)内の森林である土地の区域として、あらかじめ、知事が指定した区域 10分の5(特別風致地区については、10分の6)

イ アに掲げる区域以外の区域 10分の2(特別風致地区については、10分の3)

### 【解釈及び運用】

1 基本的に、条例別表1(3)オに規定する、敷地の緑地率の基準と同趣旨の規定です。したがって、解釈及び運用については別項(第1節第3の「6 敷地の緑地率」)の取り扱いによります。

## 2 造成地の緑地率

造成地の緑地率は、市街化調整区域(区域区分を定めていない区域を含む。)内の森林である土地の区域として、あらかじめ知事が指定した区域と、それ以外の区域で規定し、さらに風致地区の種別ごとに規定しています。

造成地の緑地率 = (緑地の面積 : 木竹が保全される土地の面積 + 適切な植栽が行われる土地の面積) / 造成等に係る土地の面積 (宅地造成等の面積)

区域	普通風致地区	特別風致地区
市街化調整区域(区域区分を定めていない区域を含む。)内の森林である土地の区域として、あらかじめ、知事が指定した区域	10分の5以上	10分の6以上
上記に掲げる区域以外の区域	10分の2以上	10分の3以上

3 緑地とは、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地をいいます。

4 木竹が保全される土地とは、既存の木竹が植わっている土地をいいます。また、

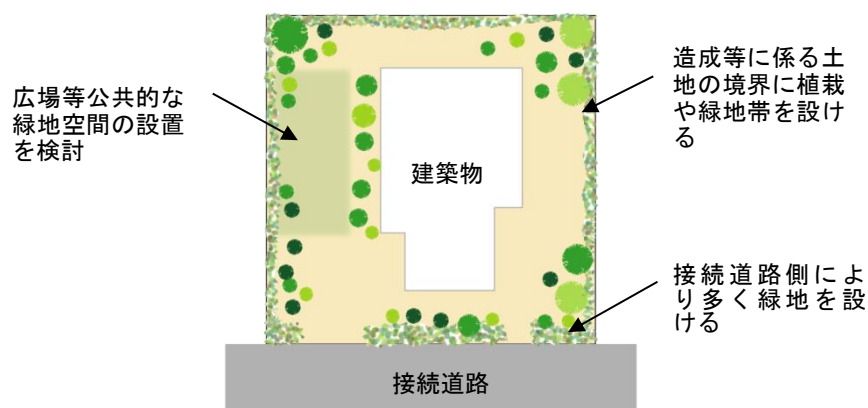
これらの土地と一体となった、庭石、踏み石、庭の通路、庭池、灯籠その他庭を構成する部分については、木竹が保全される土地に含めます。なお、植木鉢又はプランターは対象になりません。

## 5 適切な植栽が行われる土地

- 1) **適切な植栽**とは、以下の3)に適合する植栽を行うことをいいます。なお植栽については、風致景観の形成を図ることが目的であることから、木竹の植栽をいい、芝や草花などの地被植物などの植栽は含みません。
- 2) **適切な植栽が行われる土地**とは、将来的に上記1)の植栽ができる場所で、現状の土地の地面が土面であること（締め固められているものを除く。）をいいます。  
なお、コンクリート打ちなど植栽できない部分及び駐車・駐輪に利用する部分など木竹を植栽しないことが明らかな部分は含みません。
- 3) 植栽本数の算出、樹種については、別項（第1節第3の「6 敷地の緑地率」）の【解釈及び運用】3の3）、4）、5)の取り扱いによります。

## 6 植栽の配置について

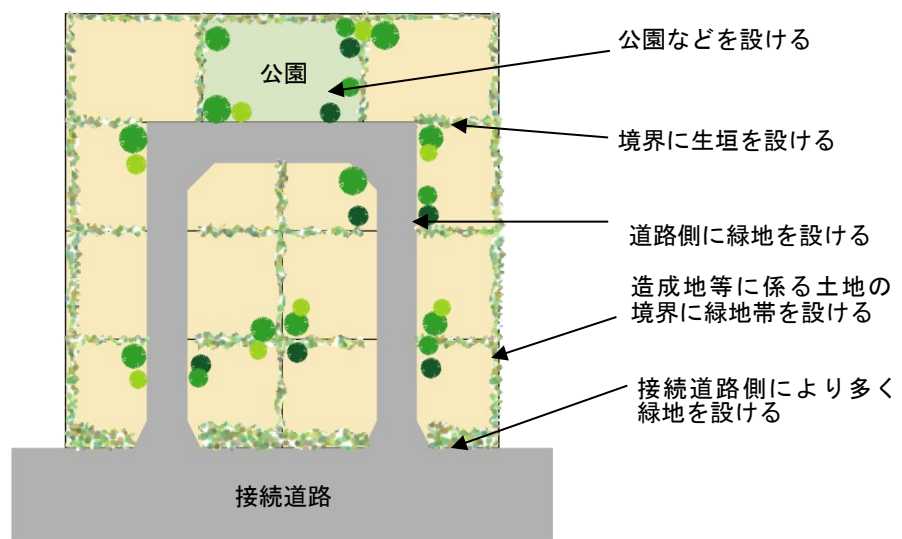
- 1) 造成等に係る土地の境界を囲むように植栽や緑地帯を配置します。特に接続道路に面する部分に多く配置し、周辺の土地から造成地及び造成地内に設ける予定の建築物等を眺望する際の修景を図ります。
- 2) 不特定多数の利用が見込まれる施設の場合、広場等公共的な緑地空間の設置も検討します。この場合、広場などの利用に支障を来さないよう配慮します。
- 3) 過度の密植は避け、植物の生育に支障のない樹間は確保します。



一般的な造成の場合の植栽配置例

## 7 宅地分譲を目的とした造成の場合の緑地率算定

- 1) 道路の用に供する土地の区域については、造成等に係る土地の区域の面積算定から除外することができます。ただし、歩道部分等、植栽が可能なスペースを有するものについては、道路の利用に支障を来さないよう適切に植栽を施します。
- 2) 宅地の用に供する土地の区域については、行為地が更地等で保全すべき樹木及び緑地等がない場所で、かつ、造成後建築物等の新築工事を着工することが明らかであり、将来的に緑化が担保されることが確実な場合は、これを宅地造成の緑地の面積としてみなすことができます。
- 3) 公園、広場等上記以外の用に供する土地の区域については、造成等に係る土地の区域の算定に含むものとし、公園、広場の利用に支障を来さないようそれぞれに適切な植栽を施します。



宅地分譲を目的とした造成の場合の植栽配置例

- 8 知事があらかじめ指定した区域については、次のとおり指定しています。（平成16年5月18日京都府告示第372号（最終改正：平成27年3月27日京都府告示第173号））



風致地区	知事があらかじめ指定した区域
西国風致地区	(1) 向日市物集女町北ノ口、物集女町長野、寺戸町大牧及び寺戸町芝山の各一部 (2) 長岡京市今里飛賀山、今里中山、栗生西条、栗生清水谷、栗生西条内、栗生水子ヶ谷、栗生風呂阻、栗生が(广に馬)子ヶ岳、栗生東寺山、栗生西寺山、井ノ内中山及び天神二丁目の各一部 (3) 乙訓郡大山崎町字大山崎及び字円明寺の各一部

※ 森林法に基づく地域森林計画対象森林と異なる解釈をもって指定するものです。

9 ただし書きの適用については、通常、一から計画されるものであるため、原則として適用しません。

## 2 木竹の生育に影響を及ぼす行為の制限

造成行為により、造成地及びその周辺の木竹の生育に影響を及ぼす行為を制限するために定めるものです。

### 【条例】別表 5 (2)

宅地の造成等を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

### 【解釈及び運用】

木竹の生育に支障を及ぼすおそれのある行為については、例えば次の行為が考えられますが、個別事例においてはこの他にも該当するものがあると思われます。ただし、この場合でも併せて適切な措置がとられる時は、この限りとしません。

- 1) 土砂の流出のおそれがあるもの
- 2) 池、水路、地下水脈などの水源の断絶を伴うもの
- 3) 植栽に用いた樹種による浸食

なお、造成地及び造成地の周辺の木竹に対する影響についても、十分な配慮が必要です。

## 3 1ヘクタールを超える宅地の造成等について

風致景観に大きな影響を与える大規模な造成について、行為の制限を定めるものです。

### 【条例】別表 5 (3)

1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

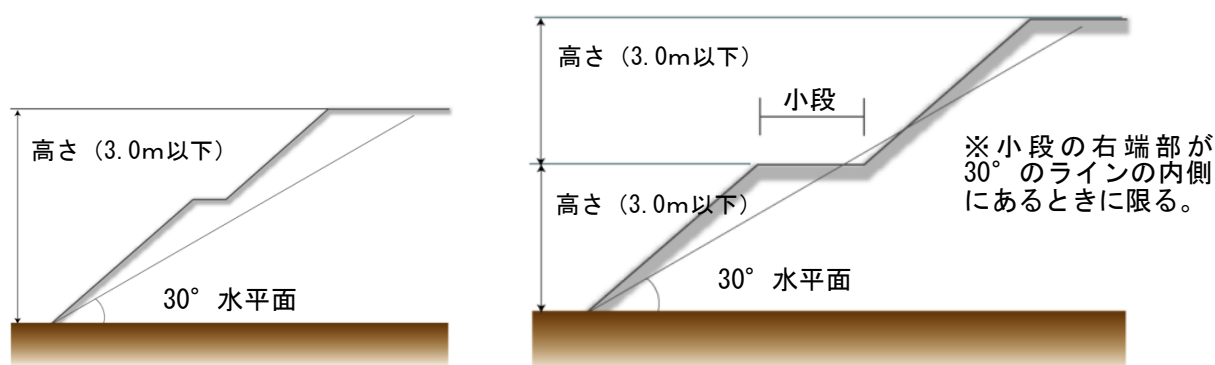
- ア 高さが3メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土

イ 区域の面積が1ヘクタールを超える森林で風致維持上特に必要であるものとして、あらかじめ、知事が指定したものの伐採

### 【解釈及び運用】

1 のり高さは、擁壁がある場合はその高さも含めます。条例では、高さが3メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないことを規定しています。

小段により2以上ののりが続く場合、傾斜が30°を超えるのりは高さ3メートル以下としますが、下図のように小段等を設けるようにすれば、小段を挟んだ上下2つののりは別々のものとします。



のり高さの取り扱い

2 知事があらかじめ指定する森林は、ありません。条例別表5(1)ア(「1造成地等の緑地率について」)に定める指定した区域とは、別のものです。

### 4 1ヘクタール以下の宅地の造成等について

一定の高さを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴う造成に対して、適切な植栽等の修景措置を求めるために定めるものです。

#### 【条例】別表5(4)

1ヘクタール以下の宅地の造成等で(3)のアに規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生じるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

### 【解釈及び運用】

1 条例別表5(3)のアに規定する切土又は盛土とは、高さが3メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土であり、風致地区内において3メートルを超えるのりについては風致に著しく影響を及ぼすものとして取り扱っています。

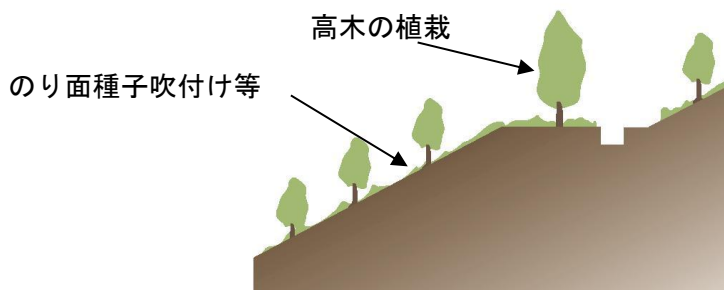
一般的に3メートルの高さとは、市街地における主要な緑である建築物の敷地内

の庭木程度の高さであり、3メートル以下であれば、樹林間に見え隠れする高さであるとし、3メートルを超えれば、樹林間の上に出るものであり、修景措置を求めるものです。

## 2 修景措置の方法について

植栽を行う場合は、のりに中低木を植栽することや、のりの前に高木を植栽することとします。この場合には植栽した木竹によって、のりが崩落等しないよう適切な措置も併せて行うようにします。

また、擁壁等の工作物がある場合には、別項（第3第1節5「工作物の位置、規模、形態及び意匠について」）を準用します。



法面の修景措置の例

## 第4節 木竹の伐採

風致景観の形成に重要な役割を果たす木竹の伐採について、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないよう、定めるものです。

### 【条例】別表6

次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

- (1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採
- (2) 森林の択伐
- (3) 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(5の項の(3)のイの森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

### 【解釈及び運用】

- 1 「伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ない」とは、既存の樹木は極力残存させることとし、主要な展望地等から眺望できる場合には、その景観に配慮することをいいます。

巨木、銘木及び歴史的、植物学的に重要な樹木等、風致の維持上特に重要な樹木

は、保存するものとし、やむを得ず伐採する場合は、移植等の措置を行うこととします。

- 2 建築物等の新築などの行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採について
  - 1) **第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為**とは、建築物等の新築、改築、増築又は移転、宅地の造成等のことで、これらの行為をする場合は、必要な最小限度の木竹の伐採でなければなりません。
  - 2) **必要な最小限度の木竹の伐採**については、極力伐採しないことを基本とし、建築物等の建築や宅地の造成等に支障となる木竹の伐採に限られるものであることとします。その際、伐採する部分についてはすべてその理由を明確にします。例えば建築物の駐車場に供するため伐採を伴う場合にあつては、その台数分が必要である理由を明らかにします。
- 3 **森林の択伐**について  
**森林**とは、集団で生育している土地の上にある立木竹のことをいいます。  
**択伐**とは、用材などに適した木を選んで切り、その跡に後継樹を育てるなどして、森林の更新を図ることをいいます。  
択伐が集中して行われれば風致景観に影響を及ぼすおそれがあるため、既存の樹木は極力残存させることとします。  
また、主要な展望地等から眺望できる場合には、その景観に配慮します。
- 4 **伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐**について  
**皆伐**とは、森林などの樹木を全部または大部分伐採することをいいます。  
**伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐**については、成林が確実である場合に限り1ヘクタール以下の皆伐を認めるものです。  
伐採後の成林が確実であると認められる判断基準として、伐採後の植栽計画が明らかであるものに限ることとし、計画の内容については、植栽の樹種、本数及び時期、成林の時期、その他管理計画などを記載したものとします。なお、許可にあつては、成林の時期を守るよう条件を付します。

## 第5節 土石の類の採取

土石の類を採取する場合、相当な風致景観の改変が予見される露天掘りによるものを制限するとともに、それ以外の方法によるものであっても一定基準を定めるものです。

### 【条例】別表7

採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋め戻し又は植栽をすること等により風致

の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

#### 【解釈及び運用】

- 1 **露天掘り**とは、露出した土石の類又は表土を除いて露出させた土石の類を直接掘採し、又は採取することをいいます。ただし、このような場合であっても必要な埋め戻し又は植栽をすることや、掘採又は採取の面積が1平方メートルを超えないもので、風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合は、露天掘り以外の方法とみなします。
- 2 「**風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと**」とは、土石の類の採取により、当該土地周辺の風致を形成しているもの（例えば樹木、山、河川、又は草原など）に影響が出る場合、その影響を最小限にすることが必要であり、影響を与えた部分については、例えば木竹等を伐採する場合には行為後に植栽するなど原状回復に近づける措置を行います。

### 第6節 水面の埋立て又は干拓

埋立て又は干拓により風致景観の著しい改変を制限するため、周辺等の風致と著しく不調和とならないこと及び周辺の木竹の生育に影響を及ぼす行為を制限するために定めるものです。

#### 【条例】別表8

- (1) 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (2) 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

#### 【解釈及び運用】

- 1 条例別表8(1)の**地貌**とは地勢のことであり、土地のありさま、山・川・平野・海など地理的事象の配置のありさまをいいます。
- 2 条例別表8(1)の**著しく不調和となる行為**については、次に掲げる行為をいいます。
  - 1) 主要な展望地等に属する水面を、消失させる程度にまで埋立て又は干拓を行うこと。
  - 2) 主要な展望地等から眺望できる位置にある水面について、埋立て又は干拓を行う場合において、当該地を覆い隠す程度の植栽その他の修景措置を行わないもの。

3 条例別表 8 (2)の木竹の生育に支障を及ぼすおそれのある行為については、例えば次の行為が考えられますが、個別事例においてはこの他にも該当するものがあると思われます。ただし、この場合でも併せて適切な措置がとられる時は、この限りとしません。

- 1) 土砂の流出のおそれがあるもの
- 2) 池、水路、地下水脈などの水源の断絶を伴うもの
- 3) 植栽に用いた樹種による浸食

なお、当該地及び当該地の周辺の木竹に対する影響についても、十分な配慮が必要です。

### 第 7 節 建築物等の色彩の変更

建築物等の色彩を変更することにより、風致景観を損なわないように配慮するものです。

#### 【条例】別表 9

変更後の色彩が、変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

#### 【解釈及び運用】

- 1 色彩の基準は、条例別表 1 (3)エの取り扱いに準じます。第 1 節第 3 「4 建築物の形態及び意匠について」及び「5 工作物の位置、規模、形態及び意匠について」を参照してください。
- 2 以下のような修復にあたるものは色彩の変更には該当しませんので、許可は不要です。（元の物が入手できなくなっている場合などに類似のものでこれらの行為をする場合も、変化の程度が著しくないときは、やむを得ないものとします。）
  - 1) 古くなった瓦を以前の物と同じものでふきかえる行為
  - 2) 剥落した外壁を元の色、元の材質で塗りなおしたり、張り替えたりする行為
  - 3) 壊れたブロック塀を同じもので積みなおす行為

### 第 8 節 屋外における土石等の堆積

屋外における土石、廃棄物、再生資源又は再生部品の堆積（以下、「屋外における土石等の堆積」といいます。）は、風致景観に著しく影響を及ぼすものであるため、その修景等風致の維持に必要な事項を定めるものです。

#### 【条例】別表 10

屋外における土石等の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

#### 【解釈及び運用】



1 土石等とは、土石、廃棄物、再生資源又は再生部品をいいます。

1) 土石とは、土、砂、砂利、岩石等をいいます。

2) 廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物で、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。

3) 再生資源とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源で、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいいます。

また、再生部品とは、同条第 5 項に規定する再生部品で、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいいます。

2 「風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと」については、高さ、堆積物の後退距離、植栽等、搬入口、期間等について、周辺への影響等を配慮する必要があります。

ただし、工事などに伴い生ずる土石等の堆積であって、その工事期間中に限って当該行為地内に仮置きされるものについては、行為後の処理方法が明確な場合に限り、この限りでないものとします。

1) 高さについて

堆積する高さについては、高木で覆い隠せる程度として 10 メートル以下を目安とします。土石等については建築物等と異なり、それ自体の意匠等による配慮がないため、そのものを完全に覆い隠すことを前提とするものです。

2) 堆積物の後退距離について

周辺への圧迫感の軽減や、植栽空間の確保などのために、堆積物の外周線から隣地境界線までの距離を、以下のとおり確保することが望ましいとしています。

	普通風致地区	特別風致地区
道路面に接する部分	2 メートル以上	3 メートル以上
その他の部分	1 メートル以上	1.5 メートル以上

3) 植栽等について

堆積物は、それ自体の意匠等による配慮がないことから、修景のために次に

より適切な木竹の植栽又は塀、フェンス等の設置を行います。木竹の高さは、堆積する高さに応じた高さとし、植栽方法は以下のように配慮します。

堆積する高さ	木竹の植栽方法の基準
3メートル超 10メートル以下	堆積物が枝葉によりほぼ隠れる程度に、その全周（車両の通路を除きます。）に植栽を行います。
3メートル以下	堆積物が枝葉の間から見え隠れする程度に、その全周（車両の通路を除きます。）に植栽を行います。

塀、フェンス等の基準は、堆積物が隠れる程度の高さとするよう配慮し、その意匠の工夫若しくは植栽等により周辺の風致と不調和とならないようにします。塀、フェンス等の意匠については、第1章第3「5 工作物の位置、規模、形態及び意匠について」を参照してください。

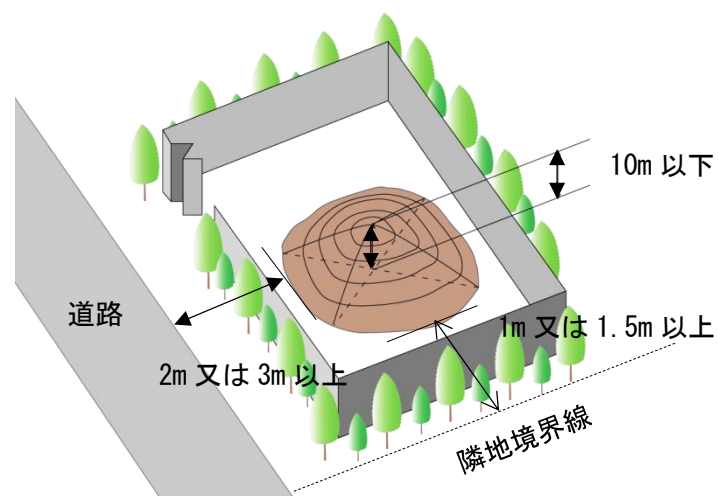
#### 4) 搬入口について

搬入口については植栽ができないため、最も周辺の土地に影響が少ない場所に必要最小限の幅員で配置します。例えば、住宅、又は主要な展望地等に面するところは避けます。

#### 5) 期間について

長期間にわたる堆積は風致地区内では不適切であるため、原則として堆積する期間は3年以下であることとします。3年を超えるものについては、風致地区内でしか目的が達成されない場合など、やむを得ない理由がある場合のみ、最小限度において認めることとします。

許可にあたっては、堆積期間を条件として付します。



屋外における土石等の堆積の例（植栽とフェンスを併用した場合）

## 第9節 市町村のまちづくり等に関する条例の基準に適合する建築物の特例

市町村のまちづくり等に関する条例に基づく基準がある場合において、その内容と風致地区条例の基準が合致しないときは、風致地区条例の基準を適用しないこととし、市町村における特色あるまちづくりを支援するものです。

### 【条例】別表11

風致地区の存する市町村が、まちづくり等を目的に定められた条例に基づき、風致地区内における建築物の新築、増築又は移転に関する基準を定めた場合において、当該基準に適合する建築物の新築、増築又は移転が良好な風致の形成に寄与すると認めるときは、1の項の(3)のア、イ若しくはオ、3の項の(3)のア若しくはイ又は4の項の(1)の規定は、適用しないこと。

### 【解釈及び運用】

- 1 まちづくり等を目的に定められた条例とは、まちづくりの中でも、景観の形成が主な目的とされている条例に限りますので、住環境、土地利用、都市計画など景観以外の目的のみである条例や、又は付属的に景観が位置付けられている条例は除きます。
- 2 「良好な風致の形成に寄与する」とは、概ね次の事項に該当するものとします。
  - 1) 調和のとれた景観を形成するもの
  - 2) 歴史のあるまちなみを保全するもの
  - 3) まとまりのある地区によって行われるもの
- 3 1の項の(3)のア、イ若しくはオ、3の項の(3)のア若しくはイ又は4の項の(1)の規定は、下表のとおりです。

適用除外の規定	規定の概要	本解説の該当箇所
1の項の(3)のア	建築物等の新築 建築物の建ぺい率	第1節第3 1 建築物の建ぺい率について
1の項の(3)のイ	建築物等の新築 建築物の後退距離	第1節第3 2 建築物の後退距離について
1の項の(3)のオ	建築物等の新築 敷地の緑地率	第1節第3 6 敷地の緑地率について
3の項の(3)のア	建築物等の増築 建築物の建ぺい率	第2節【条例】別表3(3)ア
3の項の(3)のイ	建築物等の増築 建築物の後退距離	第2節【条例】別表3(3)イ
4の項の(1)	建築物等の移転 建築物の後退距離	第2節【条例】別表4(1)

#### 4 市町村の条例の基準に適合する旨の判断について

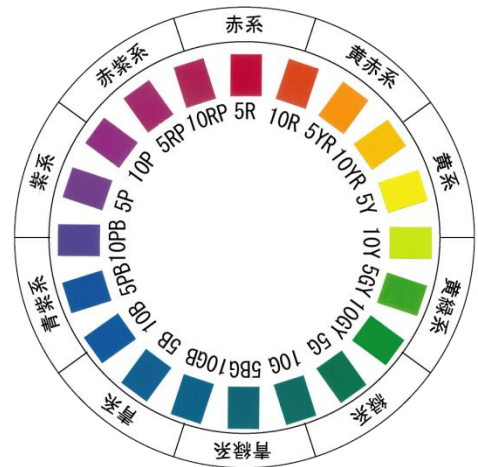
土木事務所が審査する場合は、申請書を審査する際に、市町村に対しての意見照会又は市町村から適合する旨の書面等の写しの確認により判断します。

1 マンセル表色系について

マンセル表色系とは、アメリカの美術家、アルバート・H・マンセル（1858～1918）が考案した色彩表現体系で、その数値を「マンセル値」と呼びます。

マンセル表色は、系統的に整理し記号化されたもので、その色がどんな色であるかを正確に表すことができます。

マンセル表色系では、色相・明度・彩度のそれぞれ独立した色の性質（三属性）によってひとつの色を表示することができます。



色相環

1) 色相 (Hue)・・・どんな色合いか

R (赤)、Y (黄)、G (緑)、B (青)、P (紫) 5色相を基準とし、さらにその中間にYR (黄赤)、GY (緑黄)、BG (青緑)、PB (青紫)、RP (赤紫) を配し、10色相をもって構成します。

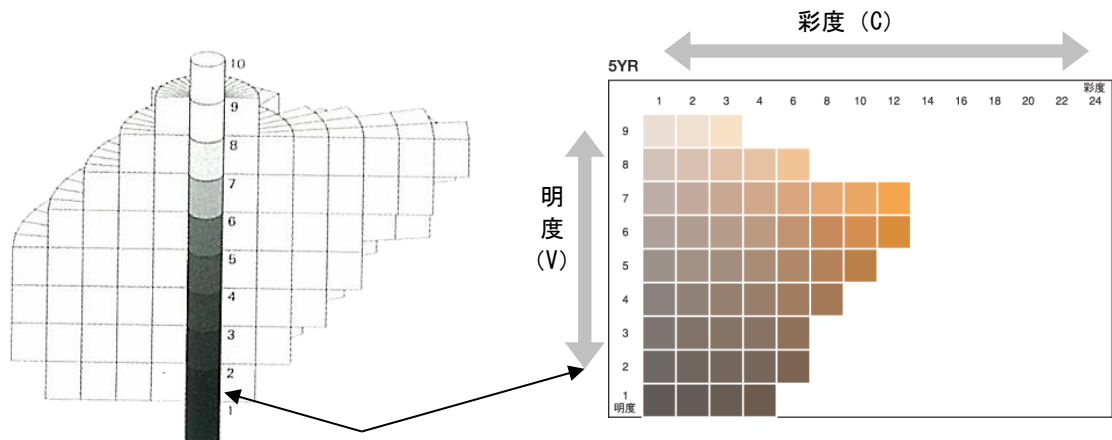
赤 (R) 黄 (Y) 緑 (G) 青 (B) 紫 (P) の5種類を基本色相として、それぞれの中間色相に黄赤、黄緑、青緑、青紫、赤紫があり、この十色を環状に並べたものを色相環といいます。更にこれらの中で色を混ぜると人間の目で判別できる200種類までの色が出ます。

色相環で反対側にある色を補色といいます。補色が並ぶと最も目立ちます。

2) 明度 (Value)・・・どのくらいの明るさか、暗さか

通常1～9.5までで、数字が大きいほど明るくなります。明るいことを「明度が高い」といいます。また、完全な黒を0、完全な白を10とします。

最も明るい色と最も暗い色の間を100等分に分けたもので表しますが、人間の目では400種類くらいが見分けられます。

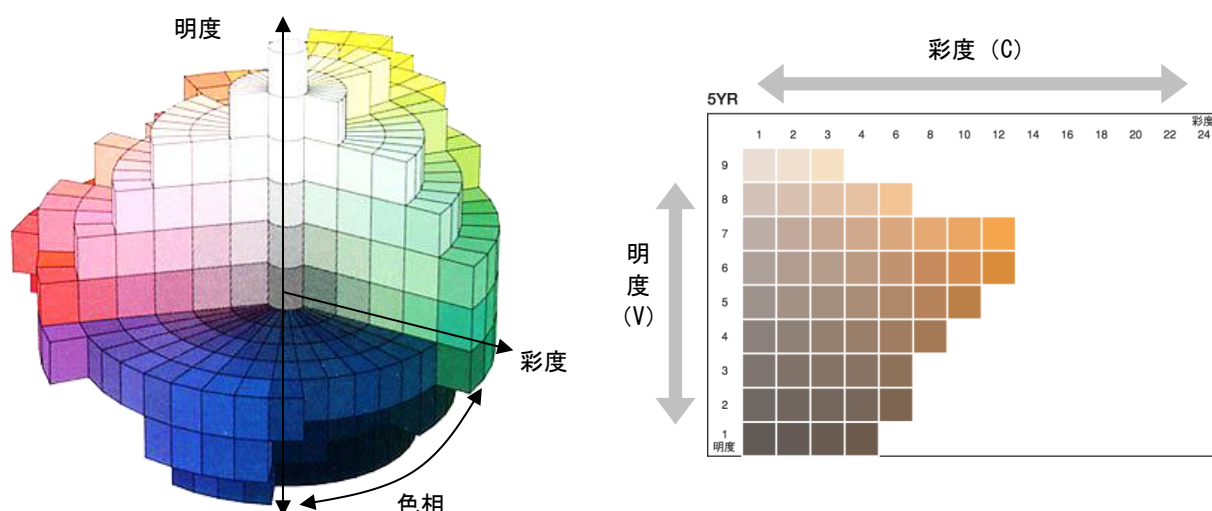


縦軸が明度を示す

### 3) 彩度 (Chroma)・・・どのくらい鮮やかか、くすんでいるのか

彩度も数字で表され、数字が大きいほど鮮やかさが増します。その最高値は色相によって若干異なります。鮮やかなことを「彩度が高い」といいます。

同じ明度の中で無彩色からの隔たりの程度を数値で表したものです。彩度が高い色とは鮮やかな色であり、彩度が低い色とは薄く地味な色です。



### 4) トーン

明度と彩度を複合させたトーン（色調）という言葉を使う場合もあります。トーンは強い弱いで表現し、トーンが強いと一般的に目立った色になります。

### 5) マンセル記号の見方の説明

マンセル表色は色相 明度/彩度の順に読み、マンセル記号は、HV/Cの順に書き表します。

例えば「5R 8 / 2」は「5アール8の2」と読みます。

また、彩度0明度9の無彩色は「N9.0」と表します。

ごアール 5 R      はち 8      の /      に 2  
色相                  明度                  彩度

## 2 色の様々な効果と影響について

色は光によって見えるため、蛍光灯（室内）と日光（屋外）では違いがでます。また色には組み合わせによる効果が発生し同じ色でも違って見えることがあります。以下に注意すべき色に関するいくつかの視覚的効果を述べます。

### 1) 明度対比効果

明るさが離れた色の組み合わせは目立ち、明るさが近い組み合わせの色は目立ちにくくなります。緑で比較すると、背景が濃い緑色の森林であれば、明るいエメラルドグリーンは目立つので、モスグリーン（苔色）などのように明る



さを合わせた色にすると目立ちにくくなります。

## 2) 彩度対比効果

背景の色の彩度が高いと、囲まれる色の彩度が下がることをいいます。白い紙の上などで色見本を見ると彩度が下がって見えます。同じく明るい空の背景では家の色も彩度が下がって見えますが、遠い山並みや竹藪などの彩度の低い背景では明るい色の家の彩度は上がり目立って見えます。

## 3) 色相對比効果

色相の離れた組み合わせは、目立ちやすくなります。補色の組み合わせが最も目立ちます。例えば緑の森を背景にした神社に朱色の鳥居が目立ちます。逆に周辺の色に近い色相の色を用いることによって目立ちにくくなります。

## 4) 面積効果

視角（目で見える範囲）が大きくなると彩度が上昇することをいいます。例えば小さな色見本やCG図で目立たなかった色が、実際の建物（大きな面積）では彩度が上がって目立った色に見えます。この現象は特に緑や黄で顕著に起こります。

## 5) 誘目性及び膨張収縮効果

赤、橙、桃、黄などの暖色系かつ彩度の高い色は、誘目性といい人の目を引く効果を持ちます。また、大きく見えたり（膨張色）、近くに見えたり（進出色）します。逆に青や黒などの寒色系は小さく見えたり（収縮色）、遠くに見えたり（後退色）します。ただし寒色系でもトーンが強いと目立つので注意します。緑や紫は暖色系でも寒色系でもない色に分類されます。

また、背景となる色よりも明度が高い色には膨張効果が現れます。

以上の効果についてまとめると、不調和な目立つ色とは、色相の効果より彩度や明度の効果が大きいといえます。そのため風致に不調和にならないために重要なのは彩度と明度であり、その次に色相が関連するとなります。

この他、コンクリート柱を樹木に似せるために茶系色にするなど、色相等に限らず、周辺にある色を使用することも検討します。

## 3 周辺の風致と著しく不調和でないことの基本的な考え方

本解説では、「薄茶色系」等色の系統を示していますが、色の系統の目安として、マンセル値の範囲を次表によることとします。あくまでも目安の値であるため、各地区の特徴に沿った色彩であり、周辺の風致と調和が図られていれば、個別の判断で認めることがあります。

1) **調和しやすい色**

中彩度から低彩度の鈍い色で、かつ中明度から低明度の暗くて無彩色に近い色（薄い色）を選ぶようにします。いわゆるトーンの弱い色となります。背景など周辺に近い色も調和しやすくなります。

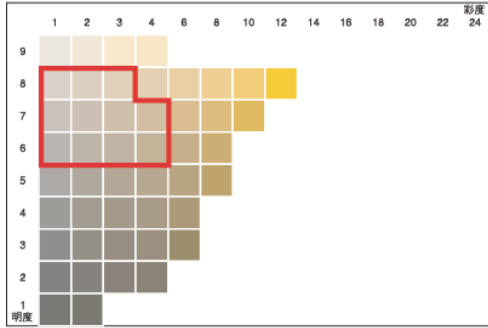
2) **不調和になりやすい色**

周囲から目立つ色は調和しにくく、鮮やかで明るくはっきりした色、特に赤等の暖色系の色は目立ちやすく不調和になりやすい色です。

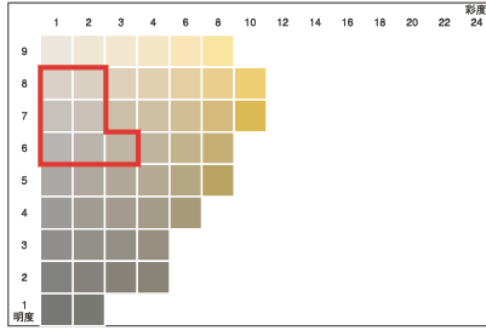
## マンセル値 (参考)

色彩の対象		許可基準の色	マンセル値(参考)		
			色相	明度	彩度
建築物	屋根	黒色系	N	3.5 以下	1 未満
			その他	3 以下	
		濃灰色系	N	4 ~ 5.5	
	外壁	灰色系	N	4 ~ 7	
			薄茶色系	8	3 以下
		2.5 Y		7	4 以下
				6	4 以下
		5 Y		8	2 以下
				7	2 以下
		7.5 Y		6	3 以下
			8	2 以下	
			7	2 以下	
			6	2 以下	
		10 Y	8	1 以下	
			7	1 以下	
			6	1 以下	
			2.5 Y R	8	1 以下
				7	2 以下
			6	2 以下	
				5 Y R	8
			7		3 以下
			6	3 以下	
				7.5 Y R	8
	7	4 以下			
	6	4 以下			
		10 Y R	8	3 以下	
	7		4 以下		
6	4 以下				
開口部及び建具	薄茶色系	建築物の外壁と同じ			
	濃茶色系	5 Y R	5 以下	3 以下	
	黒色系	N	3.5 以下	1 未満	
		その他	3 以下		
工作物	門及び塀	薄茶色系	建築物の外壁と同じ		
		灰色系	N	4 ~ 7	
	フェンス及び防球ネット	薄茶色系	建築物の外壁と同じ		
		濃茶色系	5 Y R	5 以下	3 以下
		灰色系	N	4 ~ 7	
	コンクリート柱、鉄柱、鉄塔	濃茶色系	5 Y R	5 以下	3 以下
濃緑色系		2.5 G	3 以下	4 以下	

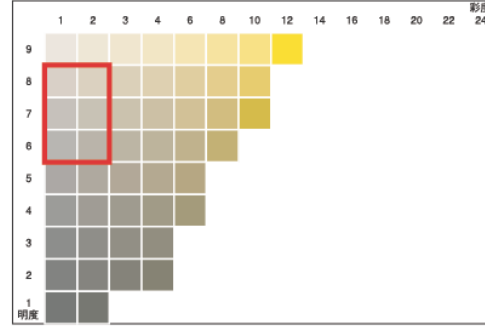
2.5Y



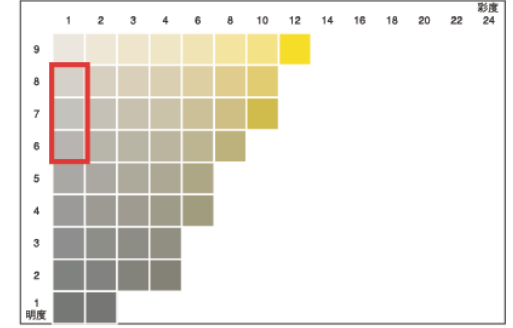
5Y



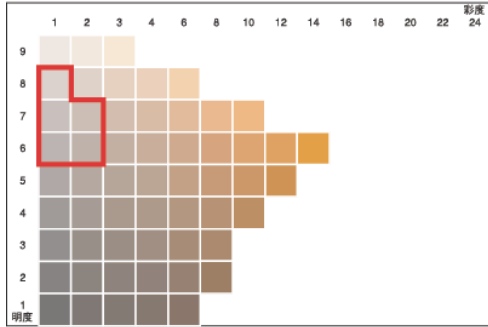
7.5Y



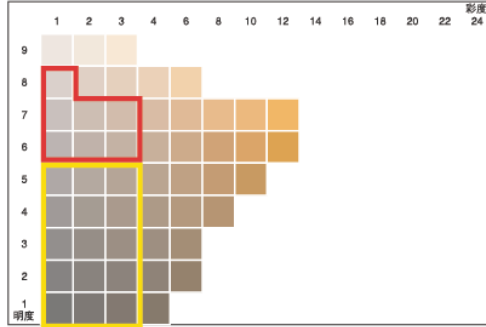
10Y



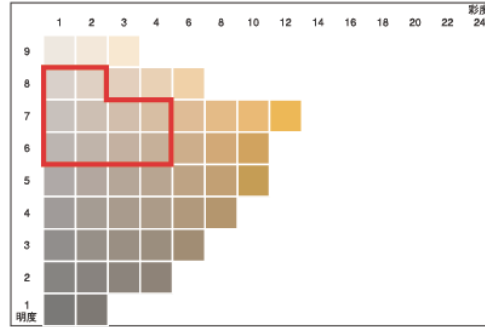
2.5YR



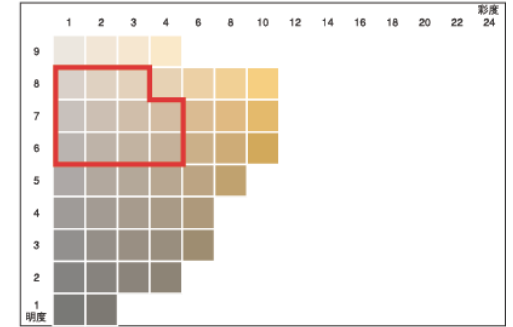
5YR



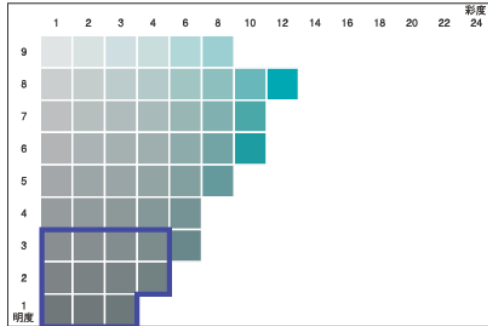
7.5YR



10YR



2.5G



- : 薄茶色系
- : 濃茶色系
- : 濃緑色系
- : 黒色系（全色相の明度3以下かつ彩度1未満を含む。）
- : 濃灰色系
- : 灰色系

※図の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。

